

平成30年

建設消防委員会

3月9日

豊明市議会

建設消防委員会会議録

平成30年3月9日

午前10時00分 開会

午後1時33分 閉会

1. 出席委員

委員長	近藤郁子	副委員長	後藤学
委員	郷右近修	委員	近藤ひろひで
委員	山盛さちえ	委員	月岡修一

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川晃二	議事課長	鈴木美智雄
議事担当係長	水野美樹	議事課主事	荻正幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	坪野順司
経済建設部長	相羽喜次	経済建設部次長	岩瀬雅哉
経済建設部次長	麻生亨	産業振興課長	宇佐見恭裕
土木課長	鈴木英樹	都市計画課長	近藤潔
下水道課長	花木喜久治	環境課長	相羽敏明
消防総務課長	稲垣聡	消防署長	毛受淳一
地域活性化推進室長	秋永亘正	市街地整備推進室長	河北裕喜
産業振興課長補佐	石川悟	土木課長補佐	加藤忠
土木課長補佐	星子恭士	都市計画課長補佐	中野忠之
下水道課長補佐	外山紀元	環境課長補佐	西山紳
環境課長補佐	堅田直寛	消防総務課長補佐	相木義博
消防総務課長補佐	羽場浩一郎	消防総務課長補佐	和藤健
商工・観光担当係長	山田康晴	地域活性化推進担当係長	塚谷友昭
計画建築担当係長	北川宜志	市街地整備推進担当係長	松本祐介

5. 傍聴議員

富 永 秀 一
ふじえ 真理子
近 藤 千 鶴
一 色 美智子

清 水 義 昭
近 藤 善 人
早 川 直 彦

蟹 井 智 行
鵜 飼 貞 雄
杉 浦 光 男

宮 本 英 彦
毛 受 明 宏
三 浦 桂 司

6. 傍聴者

一般傍聴者 1名

午前10時開会

○建設消防委員長（近藤郁子議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまより建設消防委員会を開会いたします。

なお、本日、土屋消防長より欠席の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

それでは、会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

今、委員長からありましたように、消防長がちょっと体調不良でございます。来週予算特別委員会もありますので、インフルエンザにはくれぐれも御注意ください。お願いします。

本日の建設消防委員会に付託されました議案、条例等の案件が5件、予算の案件が5件、その他の案件が2件の計12件でございます。慎重なる審査をどうぞよろしくお願いいたします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 続きまして、議長より御挨拶をお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

私も所属している委員会ですので、めり張りのある質疑、答弁をお願いします。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） お願いいたします。

ここでお諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には直ちに出席をいただきますように、御承知おき、お願いいたします。

（関係職員以外退席をなす）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 本日の傍聴につきましては、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴の入室を許可いたします。

（一般傍聴者1名入室）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点

を整理して反問されますようお願いいたします。

では、初めに、議案第14号 市道の路線認定についてを議題といたします。

本案につきましては、理事者より簡潔に説明を求めます。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） それでは、議案第14号 市道の路線認定について御説明いたします。

道路法第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を認定するものです。認定する道路は1路線でございます。

1枚おめくりいただいて、附図をごらんください。

路線番号2332、路線名新田104号は、起点を黒丸の新田町吉池9番11地先とし、終点を矢印の新田町吉池9番7地先とするもので、路線延長は49.5メートル、幅員が5メートルにて、開発行為により道路が整備され市に帰属されたものです。

この案を提出するのは、市道として管理するため、新たに市道認定する必要があるからでございます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第14号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 豊明市消防の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、理事者より簡潔に説明を求めます。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） それでは、議案第15号 豊明市消防の広域化に伴う関係

条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

この案を提出するのは、尾三消防組合及び長久手市との消防広域化により豊明市の消防に関する条例の整備について定める必要があるからで、広域化に伴う所要の措置として行うものです。

それでは、内容について御説明いたしますので、1枚おめくり願います。

この条例は、関係条例を一括して整備するもので、その方法は3つに分かれます。

まず、1つ目は、本市における消防に関する規定を消防の広域化に合わせた規定に改めるもので、第1条、第4条及び1枚おめくりいただいた第8条がこれに当たります。

次に、2つ目として、広域化に伴い本市の規定から消防組織及び消防職員に係る規定を削除するもので、ページを戻していただいて第2条、第3条、第5条から次のページの第7条までと、第9条がこれに当たります。

最後、3つ目は、第10条において広域事務処理により組合条例によることとなる本市条例3本を廃止するものです。

1枚おめくりいただき、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今回の広域化によりまして、例えば固定資産評価委員の中の、及び消防長がなくなったりだとか、それから、第4条において、防災会議条例においても消防の長というのが、これは違うか、これは名前が変わるだけですかね、消防長がいろんな会議に出席しなくなるというようなことによる今までの業務との違いというか、影響のようなものはあるのでしょうか。お願いします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

稲垣総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 従前と全く変わりございません。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 情報公開条例の中で記述があった消防長が削除されるということにな

と思うんですけれども、例えば、これまでだと議会や、また、この情報公開条例などで豊明市の消防業務にかかわる消防年報などで公開されていない分に関しては、情報公開を通じて知ることができたと思うんですけれども、これはこの削除によってどのようなことになるのか教えていただきたいと思います。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 尾三消防組合で情報公開条例等ございますので、消防に関するもの等含めまして、尾三消防組合の条例によって規定することとなります。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ということになると、具体的な行動とか手続というレベルでいうと、本部に行き手続をすることになるということなんでしょうか、これからは。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） そのとおりでございます。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 これまでも一般質問などで取り上げて、これまでの豊明市独自の単独の消防業務を続けていくべきではないかと、いってほしいというふうなことをお話ししてきました。この15号の議案でもそれが前提となった対応の議案であります。今、お話を聞いたようにこれまで豊明市でできたことがやはりできなくなるという部分も含めて、やめるべきではないかなというふうに思うために反対をするものです。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第15号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 賛成多数です。よって、議案第15号は、賛成多数に

より原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号 豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、理事者より簡潔に説明を求めます。

河北市街地整備推進室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） それでは、議案第18号 豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例の制定について説明いたします。

この案を提出するのは、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業において業務代行方式を導入する際に、業務代行者を適正に選定するために必要があるからです。

それでは、内容について御説明いたしますので1枚おめくりください。

第1条ではこの条例の趣旨を、第2条の所掌事務では、土地区画整理組合または発起人会からの依頼に基づき、業務代行者選定のための基準など、選定に関する事務を定めています。第3条では委員を10名以内とし、第4条で任期を定めています。第5条以下で、委員会の長、会議の方法などを定めています。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 第2条の（2）の部分で民間事業者の事業提案内容というものがあるんですけども、区画整理そのものの中身以外にもさまざまな資金の確保などが重要な事業なのかなと思っているんですが、世の中では、こういった業務代行の中にはそういった資金確保の手だてまで提案したり請け負ったりするような業者があるということのようなんですけれど、そういった要素の検討についてもこの条例の中には検討材料として含まれてくるということなんですか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 委員の御質問いただきました内容というのがまさに業務代行制度の仕組みになるところかと思えます。通常方式の区画整理事業であれば、保留地を処分をして、それまで役員さんを中心とした連帯保証で借りていた資金を返金するというのが、消化するというのが一般的な区画整理なのに対して、この業務代行制度と

というのは、ここで保留地そのものを業務代行者に、その処分権というか、そういったものを委ねることによってこの事業を円滑に回していくというような考え方になります。ですので、この業務代行制度を導入することそのものが、こういった事業を進めていく手法を採択するということになるかと思います。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今回の資金との関係なんですけれども、保留地の処分権以外に、例えば、市に対する補助金の依頼とか、交渉とか、そういったものも代行業務者が行うことになるんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） この土地区画整理事業そのものについては、組合に対しての補助というのは市がもともと要綱として定めたもので補助をする予定にしております。ですので、例えば業務代行者とのやりとりの中で補助の内容が決まっていくというような性質のものではなくて、事前に市のほうであらかじめ定める補助要綱に沿って、組合に対して補助をするというのが基本的な考え方です。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 第18号、豊明市土地区画整理事業業務代行者選定委員会設置条例の制定について、賛成の討論をします。

先ほどお答えいただいた点なども、土地処分の権利であるとか、あと、これまではお金を代表して借りてというふうなことで、地権者の方の権利、持っている権利をどういうふうを活用していくのかが問われるようになってくるかと思いますが、そういう点についてもよく吟味した上で委員の選定が行われるようにしていただきたいという考えを述べて賛成といたします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 賛成の立場で討論いたします。

この条例の施行は4月1日からということになっています。今、対象にされている事業は間米南部というふうにお伺いしておりますけれども、規模も大きいというのかな、面積も大きいところですし、事業効果も、人口増という効果も見込まれるということであれば、早々に選定を行い業務の円滑な推進をお願いしたいと思います。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

後藤副委員長。

○後藤 学委員 議案第18号に賛成の立場で討論いたします。

この条例は、専門業者の業務代行により区画整理事業を行うことが前提になっており、そのメリットは多いと思いますが、反面、相手がプロフェッショナルであるだけに、暴利をむさぼられたり、あるいは質的に低水準な宅地開発をされたりする可能性がないとはい切れません。そうなれば、被害は地権者のみならず、周辺地域住民、ひいては市民全体に及ぶ可能性もあります。業者選定が周到に行われるよう優秀な学識者を選任することはもちろんですが、事業の公共的な性格に鑑み、周辺住民や市民代表の参画を図るよう求めておきたいと思います。

また、委員の任期は業務代行者の選定までということになっておりますが、それ以後の進捗状況の監視こそ重要と思います。職員の経験不足で業者ペースとなった桜ヶ丘沓掛線の轍を踏まないためにも、選定後の対策を考えていただくよう強く要望し、賛成の討論いたします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第18号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号 豊明市立地適正化計画策定委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

河北市街地整備推進室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 議案第19号 豊明市立地適正化計画策定委員会設

置条例の制定について説明いたします。

この案を提出するのは、都市再生特別措置法の規定により策定する豊明市立地適正化計画について必要な事項を調査研究するために必要があるからです。

それでは、内容について説明いたしますので1枚おめくりください。

第1条ではこの条例の趣旨を、第2条では所掌事務を定めております。第3条では委員を20人以内とし、第4条で任期を計画策定までの間と定めています。第5条、第6条で、委員会の長、会議の方法などを定めています。1枚はねていただきまして第7条、第7条では、策定委員会の調査等を行うため、部会を設置することができることを定めております。

そして、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 立地適正化計画というのは自治体がつくらなければならないものなのかどうかという点をお願いします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） この立地適正化計画につきましては、都市再生特別措置法の81条の1項の規定によりまして、市町村がこの計画を策定することができるというふうな記載がございます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ということは、計画をつくるつくらないは市の判断という、そういうことだと理解いたしました。ということからいくと、まず、委員会の設置条例ではありませんけれども、第2条のところには計画の策定に関するところがこの委員会の委員の大きな役割というふうになっておりますので、この委員会設置条例を認めるかどうかは計画の策定を是とするかどうかということに大きくかかわりますので、若干、その計画が本市にとってどれほど重要であり必要であり、また、どういった効果があるかということを一応確認し

た上でこの設置条例の賛否を決めたいというふうに思いますので、委員長、よろしくお願
いいたします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 計画の是非を聞きたいということによろしかったで
すか。

○山盛さちえ委員 はい。かかわっていかなければ賛否が決められないので、そういった
質問にも若干入っていきますことをよろしくお願いいたします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 今はまず是非を聞くということによろしかったです
か。

○山盛さちえ委員 是非というか……。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 質問は。

○山盛さちえ委員 効果。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 効果を聞く。

○山盛さちえ委員 につながるような質問もしてまいりたいと思いますので。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 今から質問をされるということによかったですか。

○山盛さちえ委員 はい、そうです、そうです。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） それでは、質問をお願いいたします。

○山盛さちえ委員 よろしくお願いいたします。

まず、立地適正化計画は、総合計画、都市マスタープラン、それから公共交通網の形成
計画、それから、今、策定中の公共施設の適正配置計画ですか、そういったものが全体と
してリンクしてくるというふうに理解しておりますが、まず、この適正化計画というのは
そういう位置づけで間違いないでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） お見込みのとおりです。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、この適正立地計画と、今、関連する、既に存在する、あ
るいは策定中の計画で、どの部分が欠落というか不足しているためにこの計画をさらにつ
くる必要があるのか説明してください。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 立地適正化計画をつくる目的は大きく2つあると

理解しております。

まず1つが、市街化区域内における居住であったりだとか都市機能、こういったところの誘導を図っていくという部分でございます。これについては、既に先ほどの御質問にもございました都市計画マスタープランであったりだとか、そういったところで土地利用の方針については示しております。ただ、この立地適正化計画を定めることによって、そこへの誘導の施策事業というようなものを導いていきたいというのが1つ目の目的でございます。

そして、2つ目の目的になりますが、これについては既に一般質問でもお答えしている部分ではございますが、先ほど御指摘がございました、福祉、医療、商業、そういった多様な分野における分野横断的な横つなぎの部分というのが必要になってまいります。これについては、今、既に策定したものあるいは今、策定に取り組んでおる各分野別の計画を整合を図りながらつなげていくという部分が必要かというふうに考えております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 2つ目の既に存在する、あるいは策定中の各分野ごとの計画をつなげるということなのですが、それは、つなげる作業というのは、この、今、条例の中にある部会というのがあります、つくる予定ですが、その部会で、各計画の関係者、あるいは今後、医療、福祉、商業、そういったところの誘導を図っていくために関係する分野の方たちが集まれば、協議などは十分できるかと思うのですが、それが計画ということと必要不可欠なのかどうかをお願いします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） まず、この計画の策定にかけては、都市計画マスタープランでも策定委員会を設けましたが、そういった都市計画マスタープランの策定委員会をベースにさらに関連する分野の方にお集まりいただくような策定委員会を想定するのがこの条例でお諮りしている1つ目の策定委員会です。

その下の部会というものは、どちらかというところと市内での関係各部署の職員が、先ほど申し上げたような横つなぎをしていくための作業をするようなイメージを想定しております。

そういった中で、この計画をつくることによってという部分ですが、まずは、先ほど申し上げたような2つの効果が、分野横断的に事業が推進できるということが1つ大きな効

果だというふうに考えております。

あとは、先ほど来お話をさせていただいておりますが、分野横断的な取り組みというのは、たしか一般質問の中でも部長が答弁させていただいておりますが、国のほうでもコンパクトシティ形成支援チームという組織が立ち上がっております、この立地適正化計画の策定をした自治体に対する補助の上乗せであったりだとか、あるいは対象にするかしないかという判断であったりだとか、そういったところにも関係してまいりますので、そういった点では、都市のたしなみとしてつくっていくということは市にとってのメリットも大きいというふうに考えております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今、コンパクトシティという言葉も出たと思うんですけど、目的の2つのうちの1つのほうで都市の機能の誘導というお話もあったと思うんですが、この中には住宅地や住宅そのものも主となるような施設の周辺に誘導的に整備をしていくというふうな考えなんかも含まれているのでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） この条例の中にはそういうことをしていくということで、その内容が入っているかどうかということにつきましてはもう少し、ちょっとこの議案に沿った質疑をしていただけますか。

○郷右近 修委員 そういったことも含めた検討をするための適正化計画ということになるのでしょうか。難しいな。適正化計画を検討する委員会の設置をするというふうなことになるのでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） そういったことも考えられているかどうかということではよろしかったですか。

答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 今、申し上げたように、この計画の中では、居住誘導区域というところと、さらにその居住誘導区域の中というイメージのほうがいいかもしれません、都市機能誘導区域というものを設ける、設定をするというのがこの計画の趣旨でございます。居住誘導区域のところ、当然、市民の方に多く住んでいただけるような施策事業を講じるというのがありますが、そのためには、歩いて暮らせるという抽象的ですが、比較的近いところで生活利便施設がある程度集まっているような環境をつくっていくというのが1つのテーマになってくると思いますし、さらに、都市拠点、今、都

市計画マスタープランの中では前後駅だとか市役所周辺を位置づけておりますが、そういった中には都市機能として豊明市の中核的な機能を集積させるというところで、そういった役割分担をしながら両方の区域を誘導していくようなことを考えております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 1つの目的がコンパクトシティということになっているようですが、今まで豊明市は、もともと面積も小さいし、それから、調整区域と市街地というのがもう区分されていて、市街地もそんなに大きくないと、そもそもうちはコンパクトシティなんだというような、そういった考え方が今までよく示されてきたというふうに思うんですけれども、さらにそれをコンパクトにしていくということなののでしょうか。都市マスタープランの中では、先ほどの条例で認めましたように、間米南部地区だとか、または寺池地区でしたっけ、などの住宅開発で市街地に編入して全体を広げていくというような計画も都市マスタープランには入っており、実際そのような動きを今している中で、コンパクトにしていくということとどのように結びつけて理解しておけばいいのか、それが立地適正化計画とどのようにリンクしていくのかというのがちょっとわかりにくいので、説明をお願いします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 山盛委員にお尋ねいたします。コンパクトシティを目指してというような、先ほど答弁があったんですけれども、コンパクトシティを目的にしてという条例であって、その内容についてはこれからだというふうにさっき説明を受けたような気がするんですけれども、内容につきましては今後のことではなかったでしょうか。もう少し、ちょっと、私の聞き方がまずければあれですけど、ちょっと一般質問的な内容に聞こえるんですけれども、もう少し質疑の内容をこの条例に合ったものにわかりやすく変えていただけませんか。

答弁できますか。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 御質問の趣旨としては、いわゆる新市街地、住居系の市街地整備を進めている一方でコンパクトにするというところは、ともすれば矛盾するんじゃないかというようなことも含めての御質問だと思うんですが、先ほど来ごさいます第3次の都市計画マスタープランでも今回の立地適正化計画の策定をある種見据えながらつくってきた側面はございまして、今の豊明市、市街化区域の中の人口密度が非常に高いということもあるので、必要に応じてという形で都市構造を整える意味合いもあって、

新市街地、間米南部地区であったりだとか寺池地区の取り組みを進めている一方で、その市街化区域、新しくふえていく市街化区域も含めて、どういっためり張りのある土地利用を進めていくのかということについては、当然ながら並行して考えていく必要があるということで、今回の立地適正化計画を策定していくということで考えております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 適正化計画のメリットとして、先ほど補助金というようなことも説明されました。確かに国のホームページを見ると、いろんな交付金、交付金というようなメニューがたくさん示されておりますが、本市がこの計画をつくることによって、可能性の高いというか、目指している補助メニューというようなものがあるからこそこの計画をつくる意味があるというふうに理解したいので、その部分についての説明をお願いいたします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） メリットについて。

○山盛さちえ委員 補助金に関するメリットについて。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 先ほども御説明したように、分野横断的に各省庁から、立地適正化計画を策定した自治体、あるいは策定した中での居住誘導区域、あるいは都市機能誘導区域において、補助の上乗せ、あるいは対象とするというようなことが位置づけられております。現時点で、御質問にありましたどの補助金を想定しているのかというようなことについては、ある程度検討の俎上に上がっているものはあるんですが、これは、実際に補助金を要求するまでの間に国の制度が変わってくるものもありますので、そういったところを柔軟に対応しながら、検討、計画策定と、あるいは対象となる事業のすり合わせ、そういったところを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ちょっとこの課とは直接関係ないので申しわけない、1つの例として申し上げますが、まち・ひと・しごとのときに1,000万かけて、国の補助をもらって計画をつくりました。今もそれも一応生きてはいるんですけれども、それに関する補助金がどんどん減らされていって実際申請しても通らないとか、そういったことが実際たくさん

起きていて、計画に書いてあることを市の単独の事業費予算でもって実施するということがたくさんあるわけですね。今も、補助金が、今のメニューはあるけれども実際この計画をつくってコンパクトにしていくというのは、かなり先のことになるんじゃないかというふうに思うんです。後でそれも教えてください。私はそういうふうに思っているんですが、その補助金を活用できるのがかなり先のになると、そうすると結局、補助メニューがなくなってしまうたり補助率が下がってしまうたりして、計画がただつくっただけに終わってしまうんじゃないかということが、国は間々あるので、そういったことを大変心配するんですが、この部分についてはそういった心配は余りしなくてもいいのかどうか教えてください。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 委員の御指摘のように、土地利用を誘導するというのは非常に時間のかかる話だという認識はございます。

そういった中で、より即効性がある施策や事業というのは打ちにくいという側面もある一方で、今、各分野でつくっております、各部局でつくっております個別の計画をつなぎ合わせることによってそういった土地利用の規制、誘導を進めていく一方で、先ほど来申し上げておりますような分野横断的な施策事業の展開ということもできるかなというふうに考えております。

ここからは、反問してもよろしいでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） はい。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 今、山盛委員が御指摘いただいているようなお話の中で、逆に、補助金がもらえなければこの計画をつくる必要がないという御理解をされていらっしゃるということでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 反問が出ましたけれども、山盛委員、お願いします。

○山盛さちえ委員 私は、補助金というふうに限定することはないけれども、およそ800万円かけて、これはお金だけの問題じゃなくて職員もかなりの時間を労してこれをつくり、また進行管理もしていくことは想定できるわけですが、その費用対効果ということを考えてときにそれが見込めないのであれば、私は積極的につくる必要がないと思います。

今ある計画を、部会のようなものをつくられるということですので、この条例にかかわらず、内部で検討し、そうやって施策を打っていくということが可能な、そんな道を探られるのも1つの手だというふうに考えています。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 それでは1点お伺いします。この計画ができると、ちょっと言葉があれだ、居住誘導区域だとか都市機能誘導区域だとか、そういった区域ができて、このまちづくりで地域によって、よく言えば張りをつける、もうちょっと悪く言えば優遇するところとそうでないところをつくるというような、そういうイメージが考えられるんですけども、外れた区域、そういった区域から外れた区域への振興策といたしますか、救済策といたしますか、そういったこともこの委員会であわせて考えていかれることになるんでしょうか。この計画の中で考えていかれることになるんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） この計画の中にそういった部分があるかどうかということによかったですか。

○後藤 学委員 片手落ちになるので。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 先ほど来のお話にあるように、市街化区域内に居住誘導区域というのを設定することになります。この居住誘導区域は、この策定の手引きの中でも指摘があるように、市街化区域とイコールにはいけないという規定がございます。つまり、今、既に、例えばですけれども工場が多く建っているような場所であったりだとか、そういったところは居住誘導区域では今の時点でもないというふうな判断はできるかと思いますが、豊明市において大半の、今、既に多くの方がお住まいになっているところは居住誘導区域であるのかなという理解をしておりますので、特に居住誘導区域に入れなかったところに対して施策を打つというお話になってくると、これは立地適正化計画をつくる趣旨とまた真逆のものになってくるのかなという理解でございます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 この計画は市街地区域を対象としているということになると、調整区域はこの計画外ということになって、本市の場合は調整区域にもたくさんの集落が存在しておりますが、そのところの誘導がこの計画から外れていくことが、本市全体にとってのコンパクト化ということ、それから、誘導するその意味というか、必要性からいくと少し外れてしまうのではないかという問題が、もともとのところに……。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 山盛委員に申し上げます。

今は、市街化区域に対してという計画になっているというその委員会の設置になりますので、市街化調整区域についてはこれには外れているというふうに先ほど言っていますので、市街化調整区域のことについては外れるということで先ほど説明があったと思いますが、なので、この設置条例に関しては、市街化調整区域のことについての質問をもう少し変えていただけますか。調整区域は関係ないことだというふうに思いますけれども。

○山盛さちえ委員　ちょっと違う。済みません。委員長のご理解は私の狙いとしているところとちょっとずれているので申しわけありません。

○建設消防委員長（近藤郁子議員）　わかりました。じゃ、続けてください。

○山盛さちえ委員　申しわけありません。多分、担当課にイメージは伝わっているかなと思うんですけども、この立地適正化計画をつくる本来の趣旨、目的から調整区域が外れることにより、本市に、調整区域に家が、集落がたくさん建っておりますので、その効果について、十分な効果が発揮できない、目的達成できないという点については、委員会の中で全く検討されないのか、そこは置き去りのままで本市にとっての効果というのがどのようにになっていくのか教えてください。

○建設消防委員長（近藤郁子議員）　答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君）　第3次の都市計画マスタープランの中でも書いてございますが、いわゆる郊外であったりだとか農村集落の維持についても重要な観点であるという認識はございます。ただ、この立地適正化計画は、あくまでも市街化区域の中に居住誘導区域であったり都市機能誘導区域を設定していくという計画でございますので、この計画の中でそういったところの取り組み、いわゆる市街化調整区域における土地利用については、大きく議論をするような予定はございません。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員）　ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員　これは市街地の計画を立てるんですが、調整区域から市街地に誘導するような、そういう部分については含まれるんですか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員）　答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君）　人口のめり張りをつけていくという部分においては、市外であったりだとか、市内の中での移動、市街化調整区域からの流入というか、そういったことを促進することも考えておりますが、特にどこからどこへというような考え

方、そういったものではなくて、より今後の人口減少時代において、その都市機能誘導区域あるいは居住誘導区域にきちんと人が一定数住むことが都市の持続可能性を高めるということがこの計画の趣旨でございますので、そういったところで御理解いただければと思います。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 この条例は4月1日から施行されるわけですが、一応いつまでが期限というふうになるのでしょうか。2年間で計画をつくるということはわかっているんですが、この条例自体の効果というのはいつごろまでなのでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 御指摘のとおり、この2年、30年、31年で今回の立地適正化計画の策定を予定しております。ただ、この条例自体は継続して生かしておいて、定期的な見直し、これは国の指導ではおおむね5年程度ということもございます、先ほど来お話があるように時間軸を持った計画でございますので、そういったところで必要に応じて見直しかけられるように、またそのときに、そのとき望ましい方に集まっただけで議論いただけるようにということで、この条例自体は持続させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ちなみに、ちょっと戻るんですが先ほどの補助金のメニューで、早々に活用可能な補助金というのは、今、見当がついていますか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 幾つかあるんですが、私ども直接、市街地整備課、来年度からの市街地整備課が所管する事業じゃないものもありますので、この場での回答は難しいかというふうに御理解ください。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 第9条に守秘義務というのがあるんですが、この守秘義務がここにつけられているその意味はどういったことがあるんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 今回の立地適正化計画の中では、居住誘導区域あるいは都市機能誘導区域の区域設定をするときに、ある程度個別の土地であったりだとか区域に係る部分での議論というのが当然出てまいります。そういったことについての細かい内容について、必要に応じて、例えばですけれども、細かいというか、情報として少し管理をしないといけないような議論というのが出てくる可能性があるんで、こういった条項を入れさせていただきます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ここには、公開だとか傍聴だとか、そういったことに関することは特に見当たらないんですが、今、その個別的な、個人が特定できるような部分があるやもしれないということですが、そういうとき以外は公開あるいは公表というのはしていかれるんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） それについては、第11条で、委員会のほうでお諮りして、第1回目の委員会でそのあたりのルールを決めていただければというふうに考えております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 委員会で決めていただくというか、市としては公開原則という考え方でいかれるのか、今、特別に個人が特定されたり利益損害に当たる部分以外は公開するという考えがあるかどうかだけお示してください。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

河北室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） そのとおりでございます。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第19号 豊明市立地適正化計画策定委員会設置条例の制定について、賛成なんです、少し御意見もお話しさせていただこうと思います。

議論の中で出てきた居住誘導区域という考え方で、とりわけ歩いて生活できるような利便性のよい都市構成にするという考え方は、今の高齢の方が多くなっていることを考えたり、あと、実際にそういった住民の方のお話を聞いたりすると適切な考え方であるのかなというふうに思います。

一方で、集約をするというコンパクトシティについての考え方は、集約をするだけではなく、そこに限られたお金を集中させて都市を構成していきながら、残念ながらそれをなかなかできない地域も逆に出てくるということなのかなというふうにも思うので、そういったことはよく住民全体の利益というのを考えた計画にさせていただきたいということをし添えて賛成といたします。

○建設消防委員長(近藤郁子議員) ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 賛成の立場で討論いたしますが、具体的にこの計画ができたときに、豊明がどのように、住宅やら商業やらいろいろ、いろんなものが誘導されていくのか、それが本当の市民の住まいやすさということにつながっていくのかというのはよく見ていきたいなというふうに思いますけれども、とかく難しい、誘導するということは。特に市民あるいは営業していらっしゃる方たちを誘導するというのはそんなに簡単なことではないです。

というのは、公共施設1つ閉じるのも非常に悩んでいる、難しいというふうに感じているらっしゃると思うので、自分の持っているものを、人口やら利便性やら、いろんなものに合わせてコンパクトを考えながら集約していくことが難しいのに、住宅、医療、福祉、商業という、そういった個人の資産の部分に誘導をかけるというのは本当に大変だろうなというふうに思います。

なので、それが実を結ぶようなものでなければならない、たくさんのお金と時間をかけて夢だけつくっては仕方がないので、本当に動いていけるような、そういったものができればいいなというふうに思っています。コンパクト化に関して反対するつもりはありませんので、そのようなことを申し上げておきます。

あともう一つは、区域を特定するとき非公開にされると、結局はなぜその地域に集約するのか、誘導するのかというところが見えなくなってしまうので、公開の原則ということ、意識にはあるようですので、できるだけ公開し、なぜそこに誘導するのか、そのメリットはどのようなものがあるのか、誘導策は何があるのかというのをつまびらかにしていくような、そういう姿勢で計画をつくっていかれるような委員会であってほしいというふうに要望しておきます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

後藤副委員長。

○後藤 学委員 議案第19号に、これについては見通せないことが非常にたくさんあって迷うところですけども、反対まではしない賛成という立場で討論をさせていただきます。

この議案も先ほどの議案と同じように立地適正化計画を策定することが前提となつての議案だというふうに思いますが、まず、県下トップクラスの人口密度の非常にコンパクトな市街化区域で、人口の急激な減少も見込まれない豊明市に、人口減少への対応策としての立地適正化計画、それがなぜ必要なのかということが、私にはまだまいちよくわかりません。

また、その密集した市街化区域内に居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定する計画を立てても、先ほど山盛委員の討論の中にもありましたけれども、私はほとんど機能しないのではないかなという危惧を持っております。既存の各種計画は既に豊明市の今後の動向を十分考慮して策定されているはずですので、屋上屋を重ねることになるのではないかなというふうに思います。

仮に、立地適正化計画がもし機能するとすれば、住宅誘導区域や都市機能誘導区域から外れた区域、これがどうなるのか、豊明のまちづくりに地域による選別と差別を持ち込むことになるのではないかなという危惧を持っております。国のほうの誘導があつてこういった計画、誘導といいますか指導といいますか、あつて、この計画に取り組もうとしておることだと思えますけれども、貴重な人員と財源を浪費するというような結果にならないように問題提起をして、討論ということにいたします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤ひろひで委員 議案第19号賛成の討論をいたします。

国の施策、コンパクトシティーにかかわる各省庁からの補助金に対してということの説明いただきました。やっぱりいろんなところで網を張りめぐらせているような補助金制度等

を研究していただいて進めていただきたい。それから、市街化区域が対象だということでは議論がありましたが、必要に応じて調整区域が市街化区域にしてこれに適用するののかということもいろんなことを総合的な見地で見進めていただきたいと思います。

賛成の立場で討論しました。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第19号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第37号 豊明市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） それでは、議案第37号 豊明市都市公園条例の一部改正について、御説明いたします。

この案を提出するのは、都市公園法施行令の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

それでは、内容について御説明いたしますので1枚おめくりください。

まず、第3条では、都市公園法施行令で定める住民1人当たりの公園面積の目標値、市全域では10平方メートル、市街地では5平方メートルと定める中で、都市緑化法で定める市民緑地を有する場合はその目標面積から控除できるようになったことによる改正でございます。

次に、第4条に、第4条の2が加えられ、第4条の2では公園施設に関する制限が加えられ、公園内に運動施設などを設置する場合は100分の50とする改正でございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第37号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長(近藤 潔君) それでは、議案第38号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、建築基準法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

内容を説明いたしますので1枚おめくりください。

まず、本条例の改正事項は、都市計画法で定める用途地域に田園住居地域が追加されたことにより、同法を引用する建築基準法別表第2に項ずれが生じ、同法別表第2を引用する本条例の別表第2に項ずれが生じることにより、「(ぬ)」を「(る)」に改正するものでございます。具体的には議案第38号参考資料をお開き願いたいと思います。14ページになります。14ページの下段及び15ページの上段です。左から3つ目の項目、14ページの(2)と(3)及び15ページの(1)と(2)の中ほどが「(ぬ)」から「(る)」に改正されるものでございます。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第38号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第39号 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会の廃止についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長(稲垣 聡君) それでは、議案第39号 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会の廃止について御説明いたします。

この案を提出するのは、地方自治法の規定により、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会規約を廃止することについて、関係地方公共団体の協議をする必要があるからでございます。

それでは、内容について御説明いたしますので1枚おめくり願います。

尾三消防組合、豊明市及び長久手市で共同で処理していた通信指令事務であります。今般、消防の広域化に伴い協議会を設ける必要がなくなりましたので、廃止規約を定めるものです。

附則としまして、この規約は平成30年4月1日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 これまで協議会で通信指令事務というふうにありますけれども、通信指令にかかわるさまざまなことが協議、検討されてきたと思うんですけれども、具体的にどんな業務だったんでしょうか。

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 答弁願います。

質問、もう少しわかりやすく。わかりますか。

もう一度、郷右近委員、お願いいたします。

○郷右近 修委員 通信指令の事務や、あと、市町の連携などについていろいろ協議が行われてきたんだろうなと思っているんですけれども、そういった内容の業務だったんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

稲垣課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） そのとおりでございます。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第39号 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会の廃止について反対の討論をいたします。

先ほどの15号の中身と同様の趣旨なんですけれども、改めて豊明市単独の消防業務を望む立場からの反対の意見であります。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第39号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 賛成多数であります。よって、議案第39号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、会議の途中でありますが、10分間の休憩といたします。

午前10時57分休憩

午前11時7分再開

○建設消防委員長（近藤郁子議員） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第40号 平成29年度豊明市一般会計補正予算（第9号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） それでは、議案第40号、平成29年度一般会計補正予算（第9号）のうち、環境課所管部分について説明いたします。

補正予算書42、43ページをお開き願います。

4款1項3目 環境衛生費の右側のページ、環境衛生事業は、説明欄にございます新エネルギー推進委員会委員報酬の減額は、執行残によるものでございます。

ページをおめくりいただき、44、45ページをお開きください。

6目 公害対策費の右側説明欄、公害対策事業の環境測定局保守点検業務委託料及び自動車騒音等常時監視業務委託料の減額は、入札残によるものでございます。

次に、その下、4款2項1目 清掃総務費の右側説明欄、東部知多衛生組合負担金事業の東部知多衛生組合負担金の減額は、組合議会において補正予算が議決され、負担金の額が確定したのものによるものでございます。また、あわせて、市債での財源調達を取りやめております。

その下、清掃事業は、説明欄の資源回収委託料の減額は入札残、資源処分委託料及び資源回収交付金の減額は、執行額が当初より少なくなる見込みによるものでございます。

2目 塵芥処理費の右側、塵芥処理事業の塵芥車購入費の減額は入札残によるものでございますが、あわせて、市債での財源調達を取りやめております。

次のページ、46、47ページの3目 し尿処理費、し尿汲み取り事業のし尿汲み取り委託料の減額は、入札残によるものでございます。

以上で、環境課所管の補正予算の説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 宇佐見産業振興課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） それでは、議案第40号、一般会計補正予算書（第9号）のうち、産業振興課所管分について御説明をさせていただきます。

歳出の説明をいたしますので、補正予算書46ページ、47ページをお開き願います。

46ページ下段、6款 農林水産業費、1項 農業費、1目 農業委員会費、1節 報酬の11万8,000円の減額は、47ページの説明欄にございます農業委員会委員報酬で、新たに改選されました農業委員の1名の方が体調の不良により農業委員を退任したため、報酬を減額するものでございます。

次に、その下、3目 農業振興費、13節 委託料の10万円の減額は、市民菜園管理委託契約の契約残によるものでございます。

続いて、ページを1枚おめくりいただきまして、48ページ、49ページをお願いいたします。

上段の2行目、7目 地域農政推進対策事業費、13節 委託料の6万3,000円の減額は、農業振興地域整備計画の計画書及び図面の作成委託契約の契約残によるものでございます。

続いて、下段、7款 商工費、1項 商工費、1目 商工総務費、商工総務事務事業、11節 需用費12万円の減額は、前後駅前を活用したイベント開催時の光熱水費として計上をしておりましたが、執行の見込みがないため減額をさせていただきます。

続いて、その下、2目 商工振興費、商工振興補助事業、19節 負担金、補助及び交付金205万円の減額は、補助申請金額の減額や補助金の申請見込み件数の変更、受け付け終了による減額でございます。

続きまして、ページを1枚おめくりいただきまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

上段、4目 消費者行政推進費、消費者行政推進事業、12節 役務費の6万7,000円の減額は、10月から開設をいたしました消費生活センターの通信運搬費で、電話料金等の見込みを下回ったため減額するものでございます。

以上で、産業振興課所管分の補正予算の説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） それでは、続きまして、土木課所管分について、歳出から御説明させていただきます。

補正予算書の46ページ、47ページをお願いいたします。

下段の中ほどになりますが、6款1項5目 土地改良事業342万7,000円の減額は、説明欄にあります農業土木工事費の土地改良事業費補助金及び県営土地改良施設耐震対策事業等負担金の額の確定によるものです。

また、農業農村多面的機能支払事業補助金については、対象面積が減となったためでございます。

最下段の土地改良総合整備事業返還金265万3,000円は、栄町神田地内において、開発行為に伴う土地改良総合整備事業にて整備した排水路用地の廃止に係る国、県への返還金を計上したものでございます。

続きまして、50ページ、51ページをお開きください。

中段の8款1項2目の道路台帳管理事業は、説明欄にあります道路台帳修正業務委託料の執行残によるものでございます。

下段の2項1目、道路維持事業は、調査測量設計等委託料の減額は、橋梁点検委託及び横断歩道橋補修設計業務委託等の執行残によるものでございます。

下段、道路管理事業は、調査測量設計等委託料600万の減額は、道路用地の寄附及び工事に伴う道路境界立ち会い等の件数が見込みより少なかったためでございます。

次に、その下、道路新設改良事業は、社会資本整備総合交付金において、交付申請金額

に対し満額交付が得られなかったために、財源振替をしたものでございます。

次のページ、52ページ、53ページをお開きください。

上段の3項1目、河川改修事業ですが、調査測量設計等委託料176万4,000円の減額は、河川、水路等の改修に伴う調査測量設計等委託料の執行残によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、補正予算書の12、13ページをお開きください。

14款2項の上段の4目 農林水産業費県補助金の農業費補助金につきましては、説明欄の土地改良事業費補助金において、交付申請金額に対し満額交付が得られなかったためでございます。

その下、農業農村多面的機能支払事業費補助金においては、先ほど説明しましたが、対象面積の減額及び配分額の確定により減額となっております。

次に、18、19ページをお開きください。

中段の19款5項4目の雑入ですが、説明欄の土地改良総合整備事業返還金収入365万8,000円は、先ほど歳出でも説明しましたが、排水路の廃止に伴う県、国への返還金分と、市の負担分を加えた額を開発事業者より納めていただくものとなっております。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

13款4項の下段、3目 土木費国庫交付金の道路橋梁費交付金につきましては、社会資本整備総合交付金において、交付申請金額に対し満額交付が得られなかったために1億2,028万7,000円の減額となっております。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 花木下水道課長。

○下水道課長（花木喜久治君） それでは、下水道課所管分について御説明申し上げますので、48、49ページをお開きください。

上段、6款1項6目 総合整備事業費400万円の減額は、農村集落家庭排水施設特別会計への繰出金で、当該特別会計の歳入歳出見込み額変更に伴う減額でございます。

続きまして、54、55ページをお開きください。

中段でございます。8款4項5目 都市下水路費でございます。7,929万4,000円の減額は、下水道事業特別会計への繰出金で、当該特別会計の歳入歳出見込み額変更に伴う減額でございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 秋永地域活性化推進室長。

○地域活性化推進室長（秋永亘正君） 続きまして、地域活性化推進室が所管する主なも

のについて説明いたします。

補正予算書の48、49ページをお開きください。

下段、7款1項1目 商工総務費、地域活性化推進事業、説明欄の通信運搬費の28万円の減額は、事業者向けの補助制度等を記載したパンフレットの郵送料を想定しておりましたが、商工会の定期便で送付することが可能となったため、送料を減額するものでございます。

以上で、地域活性化推進室所管の説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） それでは、都市計画課所管分の補正予算を御説明いたします。

歳出より主なものを御説明申し上げますので、52、53ページをお開きください。

中段、8款4項1目 都市計画総務費、都市計画事業のうち、説明欄上から6段目、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金1,434万6,000円の減額は、当初に想定していた件数より、実際の補助金申込件数が少なかったため、減額するものでございます。

その下、親との同居・近居購入費補助金260万円の減額についても、当初に想定していた件数より、実際の補助金申込件数が少なかったため、減額するものでございます。

続きまして、54、55ページをお開きください。

上段、3目 街路事業費、桜ヶ丘沓掛線改良事業のうち、桜ヶ丘沓掛線用地購入費1,350万円の減額は、買収面積及び買収単価が確定したことにより減額するものでございます。

その下、桜ヶ丘沓掛線物件移転補償費150万円の減額については、予定していた補償が必要なくなったため減額するものでございます。

続きまして、6目 都市改造費、説明欄の有料駐車場事業特別会計繰出金109万円の減額は、有料駐車場事業特別会計への繰出金で、当該特別会計の前年度繰越金が増額となったため、繰出金を減額するものでございます。

続きまして、7目 緑化事業費、緑化対策事業のうち、説明欄、都市緑化推進事業補助金1,000万円の減額は、予定企業より申請がなされなかったため、減額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

13款2項5目 土木費国庫補助金、都市計画費補助金、説明欄の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金802万6,000円の減額は、歳出で御説明いたしました実績申請数にて精算したため、国庫補助金を減額するものでございます。

続きまして、下段の13款4項3目 土木費国庫交付金、区分1、道路橋梁費交付金、説

明欄、社会資本整備総合交付金 1 億 2,028 万 7,000 円の減額のうち都市計画課分は桜ヶ丘沓掛線改良事業 9,586 万 6,000 円及び区分 2、都市計画費交付金 248 万 7,000 円の減額は、交付申請金額に対し満額交付が得られなかったため、国庫交付金を減額するものでございます。

続きまして、12、13 ページをお開きください。

下段、14 款 2 項 6 目 土木費県補助金、都市計画費補助金、説明欄の市町村土木補助事業補助金 132 万円の減額は、交付申請金額に対し満額交付が得られなかったため、県補助金を減額するものでございます。

その下、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 386 万 3,000 円の減額は、歳出で御説明いたしました実績申請数にて精算したため、県補助金を減額するものでございます。

続きまして、14、15 ページをお開きください。

中段、14 款 4 項 2 目 土木費県交付金、緑化事業費交付金、説明欄、あいち森と緑づくり事業交付金 1,000 万円の減額は、歳出で御説明いたしました申請がなされなかったため、県交付金を減額するものでございます。

以上で、都市計画課所管分の説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 河北市街地整備推進室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 続きまして、市街地整備推進室所管分について説明申し上げます。

歳出でございます。52 ページ、53 ページをお開きください。

こちらの下段、8 款 4 項 2 目 市街地開発費です。1、市街地開発事業、説明欄の都市計画決定図書作成委託料 224 万円の減は、愛知県とともに進めております第 6 回区域区分見直しに係る資料作成等の委託料の執行残でございます。

続きまして、その下、調査測量設計等委託料 1,805 万 2,000 円の減は、間米南部地区の土地地区画整備事業の検討スケジュールを見直したため、当初想定していた調査測量等に係る委託料の執行を見送ったためでございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 議案第 40 号、豊明市一般会計補正予算書（第 9 号）のうち、消防本部所管分の歳出から事業別に主なものについて御説明させていただきますので、56、57 ページをお開きください。

今回の補正は全て、事業対象が当初の見込みを下回った、あるいは執行残といった理由による減額でありまして、主なものについて御説明いたします。

それでは、57 ページ上段の 9 款 消防費、常備消防活動事業から御説明申し上げます。

説明欄 2 行目の消防学校等負担金78万円の減は、愛知県消防学校専科教育等の入校不採択によるものです。

続きまして、常備消防設備維持管理事業でございます。説明欄 2 行目の機械器具保守点検等委託料69万円の減は、消防庁舎空調機保守点検委託において、変更契約に際し、見込みより安価に契約できたものです。

続きまして、非常備消防活動事業でございます。主な補正減としまして、説明欄上から 1 行目の消防団員退職報償金477万3,000円の減は、当初の見込みより退職団員が少なかったことによる減でございます。

続きまして、消防施設設置事業、説明欄の立ち上がり消火栓設置等補助金145万円の減は、新設予定の立ち上がり消火栓の設置が取りやめになったことと、各種の補助申請が少なかったことによるものでございます。

次に、歳入の御説明をいたしますので、18、19ページをごらんください。

19ページの真ん中の欄の最上段、19款 諸収入、5 項 4 目 雑入、4 節 消防団員退職報償金、説明欄、消防団員退職報償金477万3,000円の減は、当初の見込みよりも退職団員が少なかったため、消防団員等公務災害補償等共済基金からの歳入が減したものでございます。

続きまして、市債について御説明させていただきますので、20、21ページをお開きください。

3 目 消防債、1 節 消防施設整備事業債、説明欄、防火水槽整備事業810万円の減は、一般財源で対応することによる補正減でございます。

以上で、消防本部所管分についての説明を終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

それでは、挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 44、45ページの 4 款、衛生、2 項の衛生費の 2 つ目の枠のところですが、先ほどの説明だと、資源回収委託料と資源処分委託料の合わせて280万円余ですが、入札残というふうにしたしか説明をいただいたように思いますが、その入札に参加された業者の数だとか、そういったことがちょっと、今、わかれば、教えてください。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○環境課長（相羽敏明君） まず、資源回収委託料、こちらについては入札残ということ
でございます。こちらについては、ちょっと待ってください、済みません。お待たせして
済みません。資源回収委託料については2者でございます。

以上です。

あと、もう一つの資源処分委託料、こちらについては執行見込みによる減額ということ
でございます。処分委託料……。これは、お待たせして済みません。4者でございます。
済みません。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 同じページです。ページは45ページの公害対策事業の自動車騒音等常
時監視業務委託の減なんですけれど、これは具体的な観測測定場所がここだというのがあ
ったりするんでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○環境課長（相羽敏明君） これについては、市内で3カ所測定することとなっております。
す。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 その中の多分1カ所は国道23号線沿いがあるのかなと思うんですけ
ど、それもこの減に何かかかわっていますか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 相羽課長。

○環境課長（相羽敏明君） 減額には影響はしておりません。毎年3カ所測定をしている
というところでございます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 先ほどの資源ごみの処分委託と、その下の回収交付金との関係なんで
すが、回収交付金が減ったというのは、単価の見直しではなく、もともとのその回収量の
減ったことが理由なのでしょうか。その委託料のほうの先ほど120万円の減の理由が執行見
込みということだったんですが、それも回収量が減ったことによる影響ということでは
うか。お願いします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○環境課長（相羽敏明君） 委員の言われるように、資源の回収量は減っております。減っておるもの、済みません、スプレー缶と電池以外は、資源の回収量は減っております。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 47ページの6款 農林水産業の1項 農業費の3目 農業振興費の中の市民菜園管理委託料の10万円の減額ですが、これ、当初は60万だったと思います。契約残という説明だったんですが、これは、面積だとか件数とか、そういったものに変更があったためなのかどうか教えてください。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

宇佐見課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） こちらのほうは、市の指定した事業ということで、NPO法人さんのほうにお願いをしておるんですけども、最初の見積もりをとった段階でこの契約金額ということで、契約金額50万円なんですけど、50万円ということで当初の60万から10万円が余ってしまったというようなことで、特にその面積が減ったとかということではなく、最初、当初こちらは60万円を予定しておったところなんですけど、契約をした段階で50万円になったということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 市のほうから、減額というか、契約額の圧縮をお願いしたということではないですか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

宇佐見課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） 特にございませぬ。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 49ページです。7款 商工費の2目の商工振興費の商工振興補助事業の中の、幾つかある中で空き店舗活用事業の50万円減は、応募状況というか、執行状況がどんな感じだったかをちょっと教えていただきたいと思っております。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

宇佐見課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） 空き店舗のほうですが、当初予算100万円を考えておりました。

実際のところ、申請のほうはございませんでしたので、1件分を減額させていただくというような形でお願いしたいと思います。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今、開いていらっしゃる同じページのところでちょっと先にお伺いしますが、その下の社宅整備支援事業補助金の80万円の減額ですが、これは当初が100万円だったので2件分だけ残したということになります。これは、2件は申請があったということなんでしょうか。ちょっとこれ、前年度もそうなんです。余り申し込みがないようですが、ちょっとその辺の事情について教えてください。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

宇佐見課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） 実績のほうは2件ございました。

今回、全額減額補正をさせていただいたのは、こちらの補助金の申請が1月末での締め切りということになりましたので、2件でということに全額減額をさせていただいたというところがございます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 1枚戻った47ページの一番下の枠の農地費の上から3つ目の農業農村多面的機能支払事業補助金の140万6,000円の減額ですが、先ほどの説明で面積が減ったというふうにお聞きいたしましたが、それはどういうことなんでしょうか、お願いします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

鈴木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） こちらのほうは、寺池の区画整理の予定地を区域から除外しましたので、86ヘクタールあったものを80ヘクタールに変更したものです。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページが53ページです。8款 土木費の4項 都市計画費の1目 都市計画総務費の中にある住宅・建築物安全ストック形成事業の減の金額が大きいので、ちょっと概要をもう一度教えていただければと思います。お願いします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） この事業は、木造住宅等の耐震診断だったり耐震改修工事を目的とした事業でございます。それで、当初見込みとしまして、耐震診断のほうで45件を見込んでおったんですが、実際には25件になりました。あと、改修工事につきましても15件あったのが11件という実績になりました。あと、また、耐震シェルターも1件予定しておったんですが、実際にはゼロということで、全体トータルとしてこういう数字になったものでございます。

終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 55ページの4項 都市計画費の3目 街路事業費の桜ヶ丘沓掛線改良事業ですけれども、国県支出金が9,500万余減額されていますが、もともと何回も契約変更をして事業規模が拡大したんですが、その、そのたびに補助金の増額もお願いしていつて、この段階において9,500万円減額されたという、そういうことですか。まずその辺の確認からお願いします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 当初の予算書がもしございましたら、261ページになるんですが、お持ちではないですかね、これ、継続費に実を言うとなっていて、この事業は26年から30年度までの継続事業で動いております。その中で、特定財源ということで、国庫交付金もいただくべく金額というのが載っております、その金額を毎年私どもとしては、県を通じて国のほうにお願いをしておるわけです。結果的に国の財政事情がいろいろございまして、満額の交付に至らなかったということでございます。

終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 29年度において、29年度実施する事業の中でも追加の契約変更があったと思うんですけども、それがこの国県の補助金の総額の中に入っていて、それが今

回9,500万円減額されたということですか。30年までは、また30年の補助金があるかと思うので、とりあえずこの29年度で切った場合の追加分というのは見込まれた上でのこの減額なのか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 変更契約分は見込んでおります。

終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、基本的には55%が補助率だったかと思うんですが、29年度においては、この減額後、何%の補助がいただけたことになりますか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 交付率としましては21.2%ですね。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 それは、補助対象事業が含まれていたからということではなく、全部補助対象になるけれども、55からいくと半分以下になってしまったという、それは全て、国の予算の範囲内を飛び越えていたというか、豊明だけが飛び出たわけじゃありませんが、愛知県全体として大きくそのお申し込みがあったからという、そういうことなんですか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 国全体の話になりますが、国の方向としては、維持修繕工事に国のほうは重きを置いておりまして、この桜ヶ丘のような新設事業につきましては全般的に交付率が低いということもありますので、今回特に低かったということになったと思われまして。

終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁ありがとうございます。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ということは、桜ヶ丘沓掛のような新設については、もともと55%を見込んで予算化するのはちょっと最初から無理があったということなんですか。新設の場合ほどのぐらいで補助がもらえるかみたいなことが示されているわけではないんですか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 私どもは国の要綱に基づきまして申請をしておりますので、先ほども申しました継続費の予算に基づいて申請をしているというところでございます。

終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ということは、この減額は新設だからとかいうことではなくていいんですけど、単純に国の財源不足という、そういうことでいいですか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） そのとおりだと思います。

終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 同じページの一番下のところの緑化事業費の4つ目のところに都市緑化推進事業補助金の1,000万円減額があります。あいち森と緑の事業ということなんですが、これ、当初も1,005万2,000円、ほぼ1,000万で、全額減額ということになったんですが、ちょっとその辺の事情をもう一度お願いします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 29年の当初予算を立てるときに、沓掛地区に2件の企業が建つという予定で御相談を受けました。その緑地分としてこの事業が当たるんじゃないかということで話としては動いておったんですが、正式に図面等が完成をして相談を受けました、そのときには工場立地法も実を言うと絡んでおりまして、工場立地法においては25%の緑地を設けると。この森と緑づくり補助金というのは、それは該当しないものですから、それ以上に上乗せした緑地を例えばつくった場合に対象になるということでありますので、その2つの、今、申し上げた業者さんは、工場立地法の枠いっぱいの緑地しかつくらなかったので、対象とならなかったということでございます。

終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 この財源は、入のほうも減額されているんですが、これは県民税で、1世帯でしたっけ、500円ずつ皆さん徴収されているものなので、税務課に聞いたら35万だったかな、ごめんなさい、ちょっと、単位、忘れちゃった、金額でいうと1,700万円ぐらい豊明市民が毎年納付しているというものなので、本来であれば緑化のために、しっかり豊明市に還元されるような事業が行われるのが理想であるというふうに理解しておりますが、過去のこの事業をちょっと調べてみたんですけども、予算ベースですが、27年が530万、28年が160万、29年度が、今、言ったように1,000万、30年が35万ということで、余り活用ができていないと。

県のホームページとかを見ると、これには実はいろんな事業がたくさんあって、今、言われたように今回対象にならなかったのは緑の街並み推進事業だと思うんですけども、これは民間の事業者さんや企業さんが緑化された場合に使われる補助金で、そのほかにも、身近な緑づくりとか美しい町並み再生とか市民参加緑づくりということでいろいろメニューがあって、市の事業に対して交付される補助金というかメニューもあるわけですね。かつてこれを使ったことも豊明市はあると思うんですけども、県に確認したところなんですけども、もし想定していたものがそういった理由でできなかった場合は、大体そういうふうに補助金が残ってくることがあるので、県の基金が残ることがあるので、申請し直すとかしていただければよかったですよという話も実はきのう電話で確認しまして、できるだけ積極的に使ってもらえばということだったんです。

だから、過去の実績からいっても、今回もちょっと見当外れ、だめだった、じゃ、もう1,000万円返金だねというのは、ちょっとこれ、努力に欠けるといえるか、もう少し何かできることがあったんじゃないかと思うんですけど、そういったいろんなメニューを使うというようなことはなぜ想定されなかったのか、検討されなかったのか、教えてください。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 私ども都市計画が担当しているところは都市緑化というところがございますので、今、山盛委員が言われたような全体的な話はちょっと、私、お答えする範疇ではないですが、緑化については、私どものホームページだったり、緑化の設置事業の推進であったり、地域活性化推進室さんが使っておりますこの事業者支援ガイドですかね、こういうパンフレットにもいろいろ補助事業をお示ししてPR等しておりますので、PRが今、やれることかなというふうに思っております。

終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 県のあいち森と緑づくりの事業で、県内の自治体がずっとリンクが張られていて、そこにどういう事業があるか、市のホームページにリンクが飛ぶようにつくられているんですが、豊明市は名前が挙がっていてリンクが張られているような形にはなっているんですが、実はそこをクリックしても情報がないんですね。きのう確認して、なかったんですよ。なので、今、補助金を利用していただけるように広報しているというふうに言われたんですけど、本当かなという気がちょっとしたんですけど、その辺は間違いないですか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 質問、わかりますか。

○都市計画課長（近藤 潔君） わかります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 今、山盛委員の言われたリンクの話は、ちょっと私も確認をしておりますので、この会議が終わってから早速確認したいと思ひまして、もし張られていないようでしたら、早速県のほうを通じてお願いするようにいたします。

終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先ほどと同じ53ページです。先ほどと同じ都市計画事務事業の、先ほどのすぐ下の親との同居・近居事業に関して、当初は結構、この事業、好評だというふうに聞いていたように思ったので、どんな状況で減なのかなというふうなところ、どんな状況で減額の状況かなというのを教えてください。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） この事業は、皆さん御承知のとおり、平成28年度から行っておる事業でございます。予算的なお話をさしあげますと、29年度におきましては、28年度分の方と、29年度分、新設の方がございますので、トータルとしては170件分を御用意させていただきました。そんな中で、28年と29年全部合わせて、今のところ私どもが把握している件数でいきますと、約140件ぐらいの、現在のところは申請があると、そういう状況でございます。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 57ページ、9款 消防の消防設備費、一番下から2つ目の立ち上がり

消火栓の設置等補助金の145万円の減額の件なんです、当初予算が360万円ほどありまして、のでまあまあ減かと思ひまして、取りやめになったとか申請が少なかったということなんです、その当初と、それから今の状況の、何件が何件だったのか、また、どうして取りやめになったり申請が少なかったのか、その辺の事情があれば教えてください。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

稲垣課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） まず、取りやめの件ですけれども、移設を予定していたんですけれども、民地の承諾が得られないということで、結局取りやめになったということです。

それから、あと、実績のほうですけれども、新設の消火栓が先ほど言いましたように一基もございませんでした、移設のほうが3基ございまして、ホースのほうは14本、それから器具箱のほうは7基、それからノズルが1本、それからAEDが2基ということで、合計153万4,200円の実績がございます。ですから、そこから145万円の補正減をしたものでございます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 同じ件で、その145万円は全て、移設先の承諾が得られなかったという、その理由だけですか、ほかにはないですか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

稲垣課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 結局、冒頭にも御説明いたしましたように、見込んだものよりも、例えば移設ですと5基を見込んでいたわけなんですけれども、3基しかなかったということですね。それから、新設ですと1基見込んだものがなかったということで25万円減額ということになってきますので、また、ホースも50本のものが14本だった、それから、器具箱のほうも20箱のものが7本だったということ、それから、ノズルのほうも5本予定しておったんですけれども1本しかなかった、それから、AEDのほうも5基設置を見込んでおったんですけれども2基しかなかったということで、そのことで145万円の減額ということなんです。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 予算を立てるときに、区長要望だとかそういったものを参考にしてとか、採択したものが予算化されていくというふうに私が思っていたものですから、こ

れほど件数に差があるということはそうではないのかなと、今、ふと思ったんですけど、当初の予算というのは、その件数は全て、枠でというか、見込みでというか、行われているのでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

稲垣課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） やはり一番大きいのは、移設、新設でございます、金額的に。ですから、そういう意味において、大体年間5基ぐらい移設を見込んでおりますので、移設の場合は29年度から27万円から35万円に補助金額を上げたということなんですよね。ですから、そういう意味であったんですけど、思ったより数が少なかったということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 済みません、私が聞きたいのは、その思ったよりというのは、市が思ったものなのか、区のほうから希望があったのに区のいろんな事情で申し込みがなかったという、そういうことなのか、それがどっちなのかを知りたいんですけど。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

稲垣課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 申しわけございません。区のほうからの要望が少なかったということです。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 質問は、最初の当初の見込みは、区から最初に要望が出ていたものなのか、それとも市が予想したものなのかどちらでしょうかということです。

稲垣課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 済みません、市が見込んだものでございます。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 賛成の立場で討論いたします。

桜ヶ丘沓掛線の補助金の減額というのはことしに限ったことではありませんけれども、

新設に対する補助率というのは低いということを実際として受け入れざるを得ないという、そういう状況の中で、29年度はたびたび追加の工事もありましたので、こういったことが一般財源8,000万円の増額につながっているんだということを強く意識して事業の執行につなげていていただきたいというふうに、これは要望しておきます。

それから、あいち森と緑づくりなんですけども、先ほど触れましたように豊明市として県に納めている金額はおよそ1,700万ということですので、毎年県のほうに基金として22億円予算があるそうです。結構な執行率で9割以上が執行されているということなので、使われているところはすごく積極的に使われているというふうに当然見てとれるんですが、豊明市の場合は、先ほど過去の例を申し上げたとおり、予算ベースでも大変少ない、さらに予算を減額していることもたくさんありますので使えていないということになっています。30年度までが一応また一区切りということで、この県への500円追加が今、決定して、その後はちょっとまだわからないんですけども、30年が35万8,000円ということで、また有効に使い切れずに終わるのかと思うと非常に残念でなりません。

県に確認したところ、余裕があるかもしれないので、そういったときには年度途中でも相談してくださいということでしたので、ぜひそういったふうに、それは都市計画に限らず、副市長、これはほかの課にも関連すること……。

(発言する者あり)

○山盛さちえ委員　そうですか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員）　討論を続けてください。

(発言する者あり)

○山盛さちえ委員　そうですか。いろいろあって、例えば園庭の芝生化みたいなものにも使えるそうです。これは、公立の保育園でもいいし、民間でも両方使えるということでしたので、そういったものを十分うまく活用しながら緑化を進めていていただきたいという、これ、全庁的なところで要望をしておきます。

以上です。

○建設消防委員長（近藤郁子議員）　ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員　議案第40号の建設消防委員会所管分について、賛成の立場で討論をします。

騒音測定についてお答えいただきました。23号線沿いは、騒音についてもそうなんですけど、有害ガスといったような心配をなさっている方もおられるようなので、そういった住民の方の考えに沿った事業を今後も続けていただきたいというふうに思っています。

それから、空き店舗活用の補助金の事業についてもお答えいただきました。住民の皆さんや事業者の間の皆さんの興味、関心も高く、また、必要にも迫られる事業じゃないかなというふうに思っていて、1件分の減額ということになったんですが、ぜひ、これについてもそういった興味を持たれている地域住民の皆さんであるとかの気持ちに沿った条件だとか仕組みに、よいものにしていて、ぜひ活用をふやしていただけるようにしていただきたいと思います。

それから、住宅・建物安全ストックに関しては、耐震にかかわることなので、お金もかかることではあるんですけども、これについてもぜひ、老朽化した木造の住宅が対象かと思えますけれど、さらに診断の率や改修の率を上げられるように、周知にも徹底をしていただきたいということをお話しして、賛成の討論とさせていただきます。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第40号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、午後からにしたいというふうに思いますが、その前に、これ以降、議事に関係のない職員は自席待機といたしたいが、皆さんは御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） それでは、議事の途中ではありますが、ここで午後1時まで、昼食のため休憩といたします。

午前 11時58分休憩

午 後 1 時 再 開

○建設消防委員長（近藤郁子議員） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第42号 平成29年度豊明市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案につきましては、既に本会議で花木下水道課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 歳入の5ページのところの社会資本整備総合交付金の1,400万円余の減額ですが、説明では要望に対する交付額が低かったというふうにお伺いしております。これは、先ほどの土木のように国の補助額の問題なのか、それともほかに要因があるのか、お願いします。

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 答弁願います。

花木課長。

○下水道課長(花木喜久治君) 先ほどの回答と同じく、国からの内示額が少なかったということでございます。

終わります。

○建設消防委員長(近藤郁子議員) ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 この中に、事業が減額というか、減ったことによる部分もありますか。それとも、その国の補助率が何%のものが何%になったという、その変更部分と、事業の縮小部分と、両方あったら、それぞれに教えてください。

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 答弁願います。

花木課長。

○下水道課長(花木喜久治君) おっしゃるとおり、内示額が低かった部分と、当然契約に伴いまして額が減っておる部分の影響もでございます。

終わります。

○建設消防委員長(近藤郁子議員) ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 それは私が質問したことなので、それに対する中身を教えてください。

私がそうじゃないですかと聞いたので、事業費が幾ら減って、補助率が、補助のほうは何%が何%に減ったのでこうなりましたというふうに、中身を説明してください。

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 答弁願います。

花木課長。

○下水道課長(花木喜久治君) まず、国の内示の関係でございますが、私どもの要望に

対して80%の内示でございました。

あと、事業費の件ですよ。いわゆる設計がどれだけになったかというところでございますか。予算に対して設計がどのぐらいになったかということでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 山盛さん、もう一度。

○山盛さちえ委員 この交付金の1,488万3,000円の減額で、事業費が減ったことによって、1,488万3,000円の分のどれだけがそれに当たるもので、交付率が80%に減ったことによってどれだけ減ったのかという、この減額の中身の内訳はわかりますか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁できますか。

花木課長。

○下水道課長（花木喜久治君） まず、予算額としては4,112万3,000円ということで要望いたしました。この事業に対する交付率というのは2分の1でございます。私どもが国に要望いたしましたのは、執行残というような、執行残というんですか、入札の減になる可能性がありますので、まず要望については0.8掛けをさせてもらいました。なおかつ、その要望に対して国の内示額が0.8ということで、最終的に市の総予算に対しては、0.64、64%ほどの交付率ということになっております。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） それがこの金額全てというわけではなく、ほかに事業が減って減額になった部分はなかったでしょうか。

（発言する者あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 花木課長。

○下水道課長（花木喜久治君） 済みません。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 私語をお慎みください。

○下水道課長（花木喜久治君） 事業減も、もちろん入札によるものもありますので、その額について、内訳については後ほど回答させていただきたいと思っております。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） お願いします。ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 9ページの財源内訳のところではその他の欄がありますが、これは繰入金かなと思うんですが、10ページのほうにもその他の欄に金額が入っておるんですが、まず、これ、一般会計からの繰入金かどうかということをお聞かせください。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

花木課長。

○下水道課長（花木喜久治君） その他につきましては繰入金でございます。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 ちょっと私が勘違いしておるのかもしれませんが、そうすると、このその他の額を合計していくと、歳入のほうの7ページの一般会計繰入金7,929万4,000円減、これと合わなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、これが額が合わないのは、これはどうしてですかね。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ひとつどこを足してと、もう一度教えていただけますか。

○後藤 学委員 歳出のほうのその他財源のところに入っている金額を全部合計したものが、7ページの一般会計からの繰入金の7,900万余の減と一致してくるのかなと思ってみたら、これ、合わないものだから、それはどういうことかなとお尋ねします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） それでは、一般会計繰入金、7ページの金額の内訳を言っていただいたほうが早いですか。

○後藤 学委員 内訳が歳出のほうのその他財源のあれにちゃんと書いてあるんですけど。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） それが合わないということですね。

○後藤 学委員 ええ。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

花木課長。

○下水道課長（花木喜久治君） 大変細かい数字になってしまうんですけど、今回この補正で繰入金として、当初繰入金として予定しておりました事業が12事業を考えておりまして、12事業を、繰入金を一部充てて事業を執行しようというふうに考えておりましたが、そのうちの8事業、ここで財源の組み替えをさせていただいたというところがございます。

具体的に申しますと、使用料の徴収事業は、これ、当初、繰入金を見込んでおったわけですけど、これにつきましては1,047万1,000円、全額繰入金からほかの財源に振替をさせていただきました。

あと、一般管理事務事業におきましても、当初3,596万6,000円を繰入金で充当する予定をしておりましたが、こちらにつきましては、1,010万7,000円、こちらを減額し、2,500万ほど繰入金のほうを充当させてもらったということがございます。

このようなことで、繰入金の減につきましては、その他、水洗化資金補助事業、こちらを減額、あと、下水道建設事務事業、こちら一部減額、受益者負担金徴収事業、こちらについても一部減額、あと、公債費元金の償還事業、こちらが一番多いわけですが、こちら減額をさせていただいております。

最後、予備費につきましても全額一般財源のほうでさせていただいておるといふようなところで、これを合計いたしますと7,929万4,000円になるということがございます。全て

の数字はちょっと、今、お話ししておりませんが、間違いはないと思います。

(発言する者あり)

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 後藤委員。

○後藤 学委員 そういふうに、その他財源の額をずっと足してっても7,900万にはならない、大分足りないんですよ、これ。

○建設消防委員長(近藤郁子議員) どなたか、電卓、入れていただけます。

(発言する者あり)

○建設消防委員長(近藤郁子議員) どれだけ違うんですか。

○後藤 学委員 四千五、六百万ぐらいにしかないんじゃないかな。

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 近藤委員。

○近藤ひろひで委員 時間がかかるなら、休憩、どうでしょう。

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 暫時休憩に。

では、もう一度、済みません、電卓も持っていないものですから、ちょっと計算ができないんですけれども、もう一度確認だけしていただけますか。

花木課長。

○下水道課長(花木喜久治君) そうしましたら、時間を少しいただけますか。

○建設消防委員長(近藤郁子議員) では、暫時休憩といたします。

午後1時11分休憩

午後1時18分再開

○建設消防委員長(近藤郁子議員) それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

花木課長、お願いします。

○下水道課長(花木喜久治君) 今、休憩前に宿題を2ついただいております。

まず、1点目の交付金の関係でございます。事業を減らしたかというような御質問があったかと思いますが、事業自体は、見込んでおったもの全て、執行はしておるわけです。先ほども少しお話しさしあげましたとおり、入札当時、差金が出るおそれがあるということで、国への要望は、私どもは見積額に対して0.8掛けで要求をしておりました。その8掛けに対して国の内示額が8掛けであったということでもあります。

その経緯といたしましては、本市の下水道事業につきましては、過年度については100%の補助をいただいていたところでございますので、入札の差金等の執行ができないかもしれんということで8掛けをしたわけでございますが、それに対して、今年度に

つきましては8掛けの内示になってしまったということが経緯としてありまして、事業を減らしたということはありません。予定の事業につきましては執行したわけですが、あと入札差金等で差額が、またちょっと差が、事業の執行は変わらないわけですが、入札による差額で契約額は下がっておりますが、そうしますと、先ほど64%の内示とお話ししましたが、契約に対しては70%ほどの執行ができておるといことでございます。

あと、2点目の御質問でございます。お答えできなかった部分でございます。その他が額が合わないよと、7,929万4,000円にならないといところでございますが、こちらにつきましては、区域外流入の受益者分担金で3,576万8,000円の増をしております。これの差額が、今、その他の合計額になります。

以上でございます。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論、採決に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第42号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第43号 平成29年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案につきましても、既に本会議で花木下水道課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論、採決に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第43号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第44号 平成29年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案につきましても、既に本会議場で近藤都市計画課長より説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第44号については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第47号 平成29年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案につきましても、既に本会議場で相羽環境課長より説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 異議あり、説明を受けたいということでしょうか。山盛委員。

○山盛さちえ委員 総務委員会の際に、一般会計のほうの繰り出しですかね、その件について、委員会のほうで説明をとというような財政課長からの答弁があったかと思っておりますので、その分も含めて説明いただければと思います。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） この説明につきまして、委員会として受けることに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 担当からということによかったですね。

○山盛さちえ委員 そうです、そうです。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願えますか。

相羽課長、お願いします。

済みません、説明です。済みません、説明、お願いいたします。

○環境課長（相羽敏明君） 繰出金だけの説明でよろしいでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） はい。

○環境課長（相羽敏明君） それでは、今回759万9,000円と増額したわけでございます。これにつきまして、補正後の金額が1,605万6,000円ということとなっております。このうち1,000万は、施設稼働当時に一般会計のほうからお預かりしている、お借りしている金額でございます。そして、今回759万9,000円増額をしたのは、売電収入の上振れ分、そして、繰越金が当初よりふえた分、そして、歳出の減ということに合わせて759万9,000円ということでございます。

終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 以上で理事者の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手をお願いします。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 歳入のほうの5ページのところの諸収入の雑入で、消費税還付金が3,800万円ほどありますが、これが雑入で入ってきたことによる部分は、全部長期償還に回って、4ページのところの繰越明許費のところと同額が挙がっているのは、それをさらに来年度、実際償還に回すという、そういうことのお金の、まず流れでよかったでしょうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○環境課長（相羽敏明君） まず、委員の言われたように、消費税の還付金3,871万1,000円、そして、消費税還付加算金14万2,000円、これが入ってきました。これを全額、8ページにあります長期債繰上償還元金3,885万3,000円、これで計上させていただきました。ところが、今年度中にお返しができない、元金償還ができないということで、繰越明許として4ページに上げさせていただいたという、そのようなことでございます。

終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 5ページ、6ページの一番上のところの売電収入は12万6,000円増ということで、補正前から比べると少ししかふえていないことになるんですけども、説明によると売電上振れ、上振れは12万6,000円だけなんですかね。何か本当はもっとあるけどどうのこうのみたいな、その辺が総務で説明があったので、ちょっとよくわからないので、もう一度お願いします。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○環境課長（相羽敏明君） 今回上げさせていただいた売電収入につきましては、4月から12月までの実績にプラス、1月、2月、3月分、これについては、予想する売電金額、売電量、売電収入につきまして、7掛けで積算をしております。ですから、ちょっと金額としては非常に少ないんですけども、実際の決算の段階ではこれを上回る金額で計上されてくるというふうに思います。

終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 12万6,000円の増が、この3月までの売電益の7掛けで計算すると追加が12万6,000円だという、そういうことですか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○環境課長（相羽敏明君） もう一度説明させていただきます。

売電収入につきましては、4月から12月までは実績であります。そして、1月、2月、3月については、我々が予想しておいた金額の7掛けをもって、それと4月から12月までの実績を足した金額がトータルで、5ページにあります6,090万6,000円というふうになったということでございます。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、決算のときによって言われたのは、1、2、3月分の残り3割分が出てくるということとすると、4から12の実績と、1、2、3の7掛けで増加が12万6,000円となると、あとの3カ月分の3割分といたらそんなに大きくないですよ。

だって、ほとんど実績、4から12の実績も全部ここに加味されて、1、2、3の7割も

ここに加味されて12万6,000円しか増にならないということは、1、2、3のあと残りの3割分、ちょっと控え目に見た3割分が決算で追加で出てくるということですよ。そういうことですよ。ちょっと、まずそれだけ、それでいいかどうか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） それでよろしいですか。

相羽課長、お願いします。

○環境課長（相羽敏明君） 委員の言われるとおりでございます。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、上振れと言われるんですけど、その上振れ分というのは、本当の1年全部トータルで見たとき、3月までのフルの実績で見たときに、そんな上振れていないですよ。ということになりません。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○環境課長（相羽敏明君） その上振れというものがどの程度を見込むかというようなことですが、若干金額からするとふえておるということで上振れというふうに表現をさせていただいたということでございます。

終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 当初のときに屋根貸しで、屋根の上よりも水の上のほうが効率よく発電できるから、積算はかなり屋根貸しのときの実績で控え目にしているの、多分実績はもっと上がるだろうというふうに言われていたんですが、今の話からいくと上振れ幅は屋根貸しとそんなに大きく違わないということになっちゃうんですけど、その理解で正しいですか。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

相羽課長。

○環境課長（相羽敏明君） 実際は、2月までの実績はもう出ているものですから、そこまでいくと既に、当初予算の、5ページにあります補正前の金額6,078万円、これをもうオーバーしております。あと3月分でどれだけ発電を、売電収入が見込まれるかというようなことですが、これ以上の、予算以上の売電が見込まれるということでございます。

終わります。

○建設消防委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。
討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。
議案第47号については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○建設消防委員長(近藤郁子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第47号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書につきましては、私に御一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○建設消防委員長(近藤郁子議員) ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設消防委員会を閉会いたします。

午後1時32分閉会